

条例改正に伴う啓発活動について

1 啓発資材の作成及び配付先

- ・ 愛知県青少年保護育成条例の解説 300冊
条例の解説冊子を作成し、警察等に配布。
- ・ 愛知県青少年保護育成条例のあらまし 10,000枚
条例の概要を記載したあらまし(A3両面)を作成し、各市町村、警察に配布。
- ・ 改正条例に関するポスター 7,800枚
『「JKビジネス」は危険がいっぱい!!』という標語のポスターを作成し、イオン、セブンイレブン、ローソン等で掲示。
- ・ ウェットティッシュ 20,000個
『「JKビジネス」は危険がいっぱい!!』という標語が記載されたウェットティッシュを作成し、県警との合同キャンペーンで配布。

2 業者等に対する説明会の実施

条例改正に伴い、補導、啓発・注意喚起を強化するため、条例施行前に、県・県警合同で関連する営業者等に対して説明会(合計3回)を実施。

3 「NO! JKビジネス」キャンペーンの実施

県民に対し「JKビジネス」に対する改正条例の周知、青少年が「JKビジネス」に従事することの危険性について周知するため、平成27年度愛知県警察広報大使BOYS AND MENを招致して、県警と合同で、青少年が「JKビジネス」に近づく危険性を周知する「NO! JKビジネス」キャンペーン出発式等を6月30日に県庁、栄及び名古屋駅で実施し、各会場で愛知県知事、愛知県警察本部長等に参加してもらい、改正条例の周知活動を実施した。